

高松市監査委員告示第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項および第4項の規定により実施した監査の結果を同条第9項の規定により、また、改善を要する事項について措置を講じた旨の通知があったものを同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成12年8月25日

高松市監査委員 花崎 政美  
同 吉田 正己  
同 三笠 輝彦  
同 桧山 浩治

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成11年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
総務部 秘書課(国際交流室) 庶務課 人事課 情報システム課 広聴広報課	平成11年4月1日から平成12年3月31日までに執行した事務および財務に関する事務の執行	平成12年4月1日から平成12年5月12日まで

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
環境部 環境総務課(産業廃棄物対策室、衛生処理センター) 新清掃工場整備推進課 環境保全課 新収集体制推進課 クリーン事業課 リサイクル推進課	平成11年4月1日から平成12年3月31日までに執行した事務および財務に関する事務の執行	平成12年5月1日から平成12年6月12日まで

(2) 監査の方法

平成11年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)および第15項(組織および運営の合理化)の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。監査に当たっては、対象部課等からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務についてはおおむね適正に処理されていたが、別記のとおりその一部に改善を要する事項が見受けられたので、その事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

(4) 改善を要する事項

職員の事務分掌を改善すべきもの  
高松市から高松市衛生組合連合会に対する補助金の支出事務において、支出側である環境保全課の出納事務と受入側である同衛生組合連合会の出納事務を同一職員が行っており、内部牽制組織上問題があるので、事務分掌を改善されたい。  
環境部環境保全課

2 前回までの監査で指摘した事項に対する改善内容等

(1) 工事請負契約に係る工事発注処理の改善を求めるもの(教育部市民スポーツ課、産業部農林水産課)

ア 改善を要する事項(要旨)

1件の契約金額が50万円以下の工事について、「工事発注処理書」による契約事務が実施されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。

イ 改善された内容等

(ア)

教育部市民スポーツ課(措置通知日,平成12年4月13日)  
平成11年12月1日以降の工事発注については、「工事発注処理書」により,適正に契約事務を行っている。

(イ) 産業部農林水産課(措置通知日,平成12年5月1日)  
平成12年3月発注の工事から「工事発注処理書」に基づく契約事務を行っている。

(2) 使用料の返還に関する事務の改善を求めるもの(教育部市民スポーツ課)

ア 改善を要する事項(要旨)

財団法人高松市スポーツ振興事業団における使用料の返還に関する事務は、「高松市体育施設の管理運営委託契約書」により,当該事業団が行うこととされているが,使用料の返還事務は市民スポーツ課が行っているため,契約書に返還事務の範囲を明示するなど,適正に事務改善されたい。

イ 改善された内容等(措置通知日,平成12年4月13日)

「高松市体育施設の管理運営委託契約書」第1条第2号および同第6条において,使用料の返還事務の範囲を「徴収,収納および返還事務」から「徴収および収納事務ならびに返還の受付事務」に改めた。

---

戻る

---